第8期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

アレンザホールディングス株式会社

(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

企業集団の現況に関する事項

- (1) 従業員の状況
 - ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,810名 (4,031名)	6名減(26名増)

- (注) 従業員数は就業員数であり、準社員、パートタイマー及びアルバイト(1日8時間換算)は()内に記載しております。
- ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
23名(17名)	2名増 (3名減)	38.9歳	4年5か月

- (注) 1. 従業員数は全て株式会社ダイユーエイト及び株式会社タイムの出向者であります。
 - 2. 従業員数は就業員数であり、準社員、パートタイマー及びアルバイト(1日8時間換算)は()内に記載しております。
- (2) 主要な借入先

借 入 先	借入残高
株式会社みずほ銀行	4,687 ^{百万円}
株式会社中国銀行	2,645
株式会社東邦銀行	2,406
株式会社三菱UFJ銀行	2,322

(注) キャッシュ・マネジメント・システムによる関係会社からの借入金を除いて記載しております。

会社の株式に関する事項

(2024年2月29日現在)

(1) 発行可能株式総数 120,000,000株

(2) 発行済株式の総数 30,193,386株

(3) 株主数 33,242名

(4) 大株主

	株	È 名		持 株 数	持株比率
株式会	社バロース	トールディ:	ングス	15,277	50.61
日本マ: (信		ト信託銀行株 託	式会社 口)	1,235	4.09
株 式	会社アサ	ナクラ・	H D	915	3.03
ダイ	ユーエイ	ト社員持	株会	284	0.94
浅	倉	俊	_	282	0.94
MSIP	CLIENT	SECURI	TIES	221	0.73
株式名		カストディ €	· 銀 行 口)	178	0.59
浅	倉	友	美	175	0.58
浅	倉	俊	之	155	0.52
浅	倉	۲	3	133	0.44

⁽注) 持株比率は、自己株式(10千株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式報酬の種類	交付対象者数		
汉兵匹力	譲渡制限付株式報酬	制限付株式報酬 業績連動型株式報酬		
取締役(監査等委員であ る取締役及び社外取締役 を除く)	23,000株	_	5名	
社外取締役(監査等委員 である取締役を除く)	_	_	_	
監査等委員である取締役	_	_	_	

- (注) 1. 自己株式の処分により、取締役に株式を交付しております。 2. 上記のほか、自己株式の処分により、当社子会社の取締役16名に対して、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、37,000株を譲渡制限付株式として交付しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社及び株式会社ダイユーエイト役員が保有する新株予約権等の状況

	The second of th		
	新株予約権		
新株予約権の数	112個	99個	125個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	12,432株(注)2	10,989株(注)2	13,875株(注)2
行使時の払込金額(円)	(注) 3	(注) 3	(注) 3
行 使 期 間	自 2016年9月1日 至 2044年6月10日	自 2016年9月1日 至 2045年6月10日	自 2016年9月1日 至 2046年6月10日
行 使 の 条 件	(注) 4	(注) 4	(注) 4
譲渡に関する事項	(注) 5	(注) 5	(注) 5
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	2名	2名	2名
社外取締役(監査等委員を除く)	_	_	_
取締役(監査等委員)	_	_	_

- (注) 1. 2016年5月18日開催の株式会社ダイユーエイト定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社ダイユーエイトが発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。「行使期間」欄の始期は、当社設立日であります。
 - 2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、111株であります。
 - 3. 新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。
 - 4. 新株予約権者は、上記の新株予約権の行使期間において、当社又は当社の関係会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとしております。
 - 5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	給	額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			
公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額		56	百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額		_	百万円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計金額		64	百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の 実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項 の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 会計監査人監査の対象となる全ての子会社につきましても、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

- (1) 業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 企業行動憲章を制定し、代表取締役がその精神を役員及び使用人に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - 2) 代表取締役社長が任命する取締役(監査等委員である取締役を除く)を委員長とする内部統制委員会は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンス・リスクを分析し、その対策を具体化する。
 - 3) 各業務部門の責任者及び取締役並びに監査等委員である取締役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに内部統制委員会に報告する体制を構築する。使用人が直接報告することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設ける。報告・通報を受けた内部統制委員長は、その内容を調査し再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
 - 4) 使用人の法令・定款違反行為については、内部統制委員会から人事部に処分を求め、役員の法令・定款 違反については、内部統制委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

代表取締役社長が任命する取締役(監査等委員である取締役を除く)を取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理を全社的に統括する責任者とする。任命された取締役は、文書管理規程に従い職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員である取締役は文書管理規程により、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、当社グループの個々のリスクについて管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、総務部を中心とした情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

また、内部監査室はグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は取締役会にその改善策を諮る。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- 1) 職務権限・意思決定ルールの策定
- 2) 取締役及び部・室長を構成員とする業績検討会の開催
- 3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定及び ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- 4) 業績検討会、経営会議、取締役会による月次実績のレビューと改善策の実施

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 内部監査室は、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等、内部統制活動を円滑に推進するために必要な役割を担う。
- 2) 当社取締役、部・室長及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- 3) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会委員長及び上記2)の責任者に報告し、内部統制委員会委員長は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並 びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 1) 監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を監査等委員会と協議の上制定し、取締役は次に定める事項を報告することとする。
 - イ. 経営会議で決議された事項
 - 口. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - 二. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反
 - へ. コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容
 - ト. その他コンプライアンス上重要な事項
 - 2) 使用人は前項口. 及びホ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員である取締役に直接報告することができるものとする。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役の定期的な意見交換会を設ける。監査等委員会は必要に応じて独自に顧問弁護士を委嘱することができ、とりわけ専門性の高い法務・会計事項については、専門家に相談できる機会を保障されるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

当社及び当社グループ全体の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② 監査等委員会の運用状況について

監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席等を通じ、取締役から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

③ 内部監査について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施しております。内部監査室は、監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に 定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主の皆様に対する利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤の一層の充実強化を図り、業績の進展状況、基準配当性向30%等に基づき決定していく方針であります。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

● 連結株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位:百万円)

	(+C)				(1 = = 2,313)
		株主資本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,011	12,502	13,974	△61	28,426
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,011	12,502	13,974	△61	28,426
当 期 変 動 額					
譲渡制限付株式報酬		6		52	59
剰余金の配当			△1,145		△1,145
親会社株主に帰属する当期純利益			2,372		2,372
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の					
当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	6	1,226	52	1,286
当 期 末 残 高	2,011	12,509	15,201	△9	29,713

(単位:百万円)

	その	他の包括利益累	計額				
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計	
当 期 首 残 高	△0	11	11	19	1,193	29,651	
会計方針の変更による累積的影響額						_	
会計方針の変更を反映した当期首残高	△0	11	11	19	1,193	29,651	
当期 変動 額							
譲渡制限付株式報酬						59	
剰余金の配当						△1,145	
親会社株主に帰属する当期純利益						2,372	
自己株式の取得						△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	22	43	66		△28	37	
当期変動額合計	22	43	66	_	△28	1,324	
当 期 末 残 高	21	55	77	19	1,165	30,975	

※記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

- 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社数 10社

連結子会社の名称

株式会社ダイユーエイト

株式会社タイム

株式会社アレンザ・ジャパン

株式会社日敷

株式会社ジョーカー

有限会社アグリ元気岡山

株式会社アミーゴ

株式会社ホームセンターバロー

株式会社NSAK

株式会社ホームセンター・アント

連結範囲の変更

株式会社NSAK及び株式会社ホームセンター・アントを新たに取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社数 1社

主要な非連結子会社の名称

有限会社日敷購売会

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社有限会社日敷購売会は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び 利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

有限会社日敷購売会

関連会社

株式会社構手エス・シー

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処

株式等以外のもの

理し、売却原価は移動平均法により算定) 移動平均法による原価法

市場価格のない株式等

□ 棚卸資産

商品 原材料及び貯蔵品 主として、売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

(リース資産を除く)

建物は定額法、建物以外は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。なお、一部の連結子会社においては建物以外についても定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

・建物及び構築物 6年~ 45年

・機械装置及び運搬具 3 // ~ 17 //

・工具器具及び備品

□ 無形固定資産

(リース資産を除く) ハ リース資産

)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

 $31/\sim 201/$

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。

口 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を

計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上し

ております。

二 閉店損失引当金

店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、中途解約違約金等の閉店関連

損失見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益(リース取引及び金融商品取引を除く)を認識し ております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5:履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準、本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりでありま す。

イ 商品販売に係る収益

当社グループはホームセンター事業やペット事業を中心に行っており、主に 店舗における商品の販売が履行義務となります。顧客に商品を引き渡した時 点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されるため、当該時点において収益 を計上しております。履行義務に関する対価の支払は、顧客の選択した決済 手段に従って、短期のうちに受領しており、重大な金融要素は含んでおりま せん。また、当社グループは会員向けのポイントプログラムを運営しており、 会員の購入金額に応じて付与したポイントは、将来当社グループが提供する 商品等を購入するために利用することができます。付与したポイントは履行 義務として識別し、使用実績率等を考慮して算定した独立販売価格を基礎と して取引価格を配分することで契約負債の金額を算定しております。契約負 債は、ポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しており ます。

ロ 本人代理人の判定

当社グループが特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場 合には、本人として対価の総額で収益を表示しております。当社グループが 特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する 履行義務である場合には、代理人として顧客から受け取る対価の総額から第 三者のために回収した金額を差し引いた純額で収益を表示しております。

- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
 - イ 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 費用の費用処理方法

間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ロ 数理計算上の差異及び過去勤務 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した金額をそれぞ れ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期

(5年) による定額法により按分した金額を費用処理することとしておりま す。

採用

ハ 小規模企業等における簡便法の 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職 給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法 を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについ ては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…会利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

市場リスク管理規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範

囲内でヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較 し、両者の変動等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略してお ります。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間(5~20年)で均等償却しておりま

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項 該当事項はありません。

3. 会計方針の変更に関する注記

す。

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会 計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的 な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。 これによる連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

- 1. 店舗に係る固定資産の減損
- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

セグメント	固定資産	減損損失
ダイユーエイト	17,467百万円	310百万円
タイム	5,555百万円	18百万円
ホームセンターバロー	3,649百万円	223百万円
アミーゴ	4,382百万円	4百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(算出方法)

連結子会社は、店舗に係る固定資産について減損の兆候の有無を把握するに際して、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合、著しい経営環境の悪化がある場合及び店舗固定資産の市場価格が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしております。ただし、新規出店店舗など予め合理的な事業計画が策定されており、当初より営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなることが予定されている場合、実際のマイナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しないものとしております。

減損の兆候がある資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

減損損失の認識及び測定を行うに当たり、その資産グループにおける回収可能価額を正味売却価額又は使用価値により算定しております。そのうち使用価値は、将来キャッシュ・フローを基に算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは店舗ごとの将来見込損益を基礎として算定しております。

(主要な仮定)

連結子会社の店舗に係る固定資産の減損の兆候の判定における主要な仮定は、店舗立上げ時に策定された合理的な事業計画の前提となった売上高の変動予測であります。

また、減損損失の認識及び測定における主要な仮定は、店舗固定資産の将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる将来見込損益の前提となった売上高の変動予測であります。

(翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響)

上記の主要な仮定は、連結子会社を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当連結会計年度末において減損損失の計上を不要と判断した資産グループについて、減損損失を計上する必要が生じる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1)	有形固定資産の減価償却累計額	35,427百万円
(2)	担保に供している資産銀行預金	75百万円
	投資有価証券 未収入金	7百万円 4百万円
	建物 機械及び装置	4,060百万円 148百万円
	土地 <u>敷金・保証金</u>	3,470百万円 165百万円
	計	7,933百万円
	上記に対応する債務 1年以内返済予定の長期借入金	427百万円
	長期借入金 長期預り保証金	255百万円 149百万円
	計	832百万円
	取引保証金等の代用として供している資産 銀行預金	47百万円
(3)	計 田宇済産の取得価額から物験した正統記帳男計額	47百万円
(3)	固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額 建物 構築物 工具器具備品	246百万円 45百万円 1百万円
	計	293百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。「顧客との契約から生じる収益」は連結注記表の(収益認識に関する注記)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載しております。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
主として店舗用資産	建物、建物附属設備、構築物、 車両運搬具、工具器具備品、リース資産、 ソフトウェア、長期前払費用	秋田県、宮城県、福島県、茨城県、 埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、 愛知県、三重県、岡山県、香川県

当社グループは、事業用資産においては事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位毎に、また遊休資産については個別物件単位で資産のグルーピングをしております。

営業損益の低迷により収益性が著しく低下しており、回復の見込みが乏しい資産グループについて減損損失を認識し、各々の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額883百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物178百万円、建物附属設備183百万円、構築物108百万円、車両運搬具1百万円、工具器具備品100百万円、有形リース資産305百万円、ソフトウェア2百万円、長期前払費用3百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。正味売却価格は、不動産鑑定評価額を基に算定した金額により評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額をゼロとして評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式 30,193,386株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	 配当金の総額 	1株当たり 配当額	 基準日 	効力発生日	
2023年5月24日 定時株主総会	普通株式	572百万円	19円	2023年2月28日	2023年5月25日	
2023年10月19日 取 締 役 会	普通株式	573百万円	19円	2023年8月31日	2023年11月1日	

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年4月18日取締役会	普通株式	利益 剰余金	573百万円	19円	2024年2月29日	2024年5月8日

(3) 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる		当連結会計年度末			
ЛаКА	株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	残高(百万円)
2014年度株式報酬型新株予約権	普通株式	12,432	_	_	12,432	6
2015年度株式報酬型新株予約権	普通株式	10,989	_	_	10,989	6
2016年度株式報酬型新株予約権	普通株式	13,875	_	_	13,875	6
合計		37,296	_	_	37,296	19

8. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、店舗の開設のための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、短期的な運転資金についても銀行借入により調達しております。

なお、金融商品に対して、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、関係会社等に対し短期及び長期貸付を行っております。

差入保証金は、主に店舗の土地又は建物を賃借するためのものであり、契約先(地主又はデベロッパー)の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。

長期借入金は、主に店舗の設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は概ね7年以内であります。

なお、短期借入金及び長期借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、グループ財務部で取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金の主なものについては、必要に応じて土地又は建物に抵当権を設定し、信用リスクを回避しております。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されており、財務部において四半期毎に時価や発行体の財務 状況を把握することにより市場価格の変動リスクの軽減を図っております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社及び連結子会社は、営業活動及び投資活動に伴う支払いにおいて、支払期日にその支払いを実行できなくなる 流動性リスクに晒されております。そのため、当社及び主な連結子会社は、キャッシュマネジメントシステムを導入 し、当該システム参加会社の流動性リスクの管理は当社が行い、資金需要に関する継続的な見通しをモニタリングす るとともに、金融情勢の変化に対応した資金調達の機動性の確保と資金コストの低減を目指し、調達先の分散や調達 手段の多様化を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	427	427	_
(2) 敷金及び保証金	6,073	6,199	125
貸倒引当金	△27	△27	
	6,046	6,172	125
資産計	6,474	6,600	125
(1) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	15,598	15,404	△193
負債計	15,598	15,404	△193

- (注) 1 「現金及び預金」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注) 2 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
投資有価証券	
非上場株式(※1)	34

(※1) これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産 又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットを用いて算定した時価 レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

ĘΔ	時価(百万円)						
区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計			
投資有価証券 その他有価証券							
株式	419	_	_	419			
投資信託	_	8	_	8			
	419	8	_	427			

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

₩.	時価(百万円)					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
敷金及び保証金		6,172	_	6,172		
資 産 計	_	6,172	_	6,172		
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	_	15,404	_	15,404		
負 債 計	_	15,404	_	15,404		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券には上場株式、投資信託が含まれております。上場株式は取引所の価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

元利金の合計額をリスクフリーの利率に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

						(+-1	<u>и · ш/лгл/</u>
		報告セグメント					∧= 1
	ダイユー エイト	タイム	ホームセンタ ーバロー	アミーゴ	計	(注)	合計
営業収益							
顧客との契約 から生じる 収益	44,069	15,811	57,415	21,364	138,660	9,710	148,370
その他の収益	835	286	26	36	1,185	159	1,344
外部顧客への 売上高	44,904	16,098	57,442	21,400	139,845	9,870	149,715

- (注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アレンザホールディングスにおける取引等のほか、アレンザホールディングス、ダイユーエイト、タイム、ホームセンターバロー及びアミーゴそれぞれの関係会社が含まれています。
 - 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等に関する注記「(3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び 費用の計 L基準 に記載のとおりであります。
 - 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

(単位:百万円)

		(+ \(\ta \cdot \(\ta \cdot \) \(\ta \cdot \)		
	当連結会計年度			
	期首残高	期末残高		
顧客との契約から生じた債権	2,061	2,237		
契約負債	756	804		

- (注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「売掛金」として表示しております。
 - 2. 契約負債は、主に当社及び連結子会社の一部が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。
 - 3. 当連結会計年度において認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は756百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額987円00銭(2) 1株当たり当期純利益78円67銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、2024年3月21日開催の取締役会の決議に基づき、グループの資金調達の機動性及び効率性、並びに中期的な財務の安定性を確保することを目的として、2024年3月29日にコミットメントライン契約を締結いたしました。

(1)契約金額 6,000百万円

(2)契約期間 2024年3月29日より2027年3月31日まで (3)契約形態 シンジケーション方式コミットメントライン

(4)借入利率変動金利(5)担保の状況無担保

(6)財務制限条項 ① 2024年2月期決算以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における連結の貸

借対照表上の純資産の部の金額を2023年8月第2四半期の末日における連結の貸借対照

表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

② 2024年2月期決算以降、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益

が損失にならないようにすること。

(7)金融機関 株式会社みずほ銀行

株式会社中国銀行 株式会社東邦銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行

株式会社伊予銀行 株式会社七十七銀行 株式会社常陽銀行 株式会社広島銀行

株式会社商工組合中央金庫

株式会社秋田銀行 株式会社山陰合同銀行 株式会社北日本銀行 株式会社福島銀行

21

● 株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位:百万円)

		株主資本							
			次十利人人		利益乗	創余金		111 2 200 1	
	資本金		資本剰余金		その他利益剰余金利益剰余金合意		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	州 盆制水並口引			
当期 首残高	2,011	13,540	305	13,845	2,318	2,318	△65	18,109	
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,011	13,540	305	13,845	2,318	2,318	△65	18,109	
当 期 変 動 額									
譲渡制限付株式報酬			3	3			55	59	
剰余金の配当					△1,145	△1,145		△1,145	
当期純利益					1,636	1,636		1,636	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								_	
当期変動額合計	_	_	3	3	491	491	55	550	
当期末残高	2,011	13,540	308	13,849	2,809	2,809	△9	18,660	

(単位:百万円)

		(単位:白万円)
	新 株 予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	19	18,129
会計方針の変更による累積的影響額		_
会計方針の変更を反映した当期首残高	19	18,129
当 期 変 動 額		
譲渡制限付株式報酬		59
剰余金の配当		△1,145
当期純利益		1,636
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		_
当期変動額合計	_	550
当期末残高	19	18,680

[※]記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法

② 棚制資産

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法、工具、器具及び備品については定率法

(リース資産を除く) なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償

却する方法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 8年~ 15年

5//~ 8// ・工具、器具及び備品

② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社 (リース資産を除く)

内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リー

ス期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

③ リース資産

① 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上

しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の利益は、主に子会社他からの経営指導料、事務受託収入及び受取配当金収入であります。 経営指導料及び事務受託収入については、子会社他との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であ り、履行義務の充足に従い一定の期間にわたって収益として認識しております。受取配当金については、配当金の効 力発生日をもって収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 該当事項はありません。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)	関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	79百万円
		短期金銭債務	29百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 150百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

営業収益 2,588百万円 営業費用 372百万円

営業取引以外の取引

営業外収益 106百万円 営業外費用 0百万円

10.316株

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	3百万円
株式取得関連費用	55百万円
その他	17百万円
繰延税金資産合計	
評価性引当金	55百万円
繰延税金資産(負債)の純額	20百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

ナ芸社及び関連芸社寺										
属性	会社等の名称	資本金 又 は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関 係 役員の 兼任等	事業上の関係	取 引 の内 容	取引金額(百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 ダイユ - Iイト	100	ホームセンター事業			経 管 役 兼 資金取引	経営指導料の受取 (注) 2	319	_	_
							出向負担金 (注)3	265	未払金	22
							CMSによる受取利息 (注) 4	49	_	_
				所 有 直 接 100.0	2 名		CMSによる預り (注) 4 (注) 5	179	関係会社 預 り 金	358
				100.0			CMSによる短期貸付 (注) 4 (注) 5	1,956	関係会社 短期貸付金	3,000
							資金の長期貸付	1,900	関係会社 短期貸付金	1,561
							(注) 4	1,900	関係会社 長期貸付金	4,696
	株式会社タイム	100	ホームセンター事業	所 有 直 接 100.0		経 営 管 理 の	CMSによる受取利息 (注) 4	38	_	_
					1 名		CMSによる預り (注) 4 (注) 5	106	関係会社 預 り 金	99
						兼 任 資金取引	資金の長期貸付	2,000	関係会社 短期貸付金	1,333
							(注) 4	2,000	関係会社 長期貸付金	5,010

属性	会社等の名称	資 本 金 又 は	事業の	議決権等 の 所 有	関係	内容	取引の	取引金額	科目	期末残高
周 注	五社寺の石柳	出資金(百万円)	内容	(被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	事業上の関係	内 容	(百万円)	1 ²	(百万円)
	株式会社 ホームセンターハロー	100	ホームセンター事業	所 有 直 接 100.0	2 名	経 管 理 の 乗	経営指導料の受取 (注) 2	166	_	_
	株式会社アミーゴ	100	ペット事業				CMSによる預り (注) 4 (注) 5	557	関係会社 預 り 金	179
				所 有 直 接 100.0	1 名	経 管 理 役員の	CMSによる短期貸付 (注) 4 (注) 5	250	関係会社 短期貸付金	500
				100.0		兼 任	資金の長期貸付	400	関係会社 短期貸付金	248
							(注) 4		関係会社 長期貸付金	745
	株式会社 アレンザ・シャハン	40	輸入卸売業	所 有 直 接 100.0	_	経 営 管 理 資金取引	CMSによる預り (注) 4 (注) 5	33	関係会社 預 り 金	-
	有限会社7グリ流剛	80	農産物生産・販売業	所 有 間 接 100.0	_	資金取引	CMSによる預り (注) 4 (注) 5	10	関係会社 預 り 金	12
	株式会社	20	ペット事業	所 有 間 接		資金取引	資金の長期貸付	100	関係会社 短期貸付金	109
	ジョーカー	20	・ハノド尹木	100.0			(注) 4	100	関係会社 長期貸付金	227

- (注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.経営指導料については、経営指導契約に基づき決定しております。
 - 3.出向者に係る人件費相当額を支払っております。
 - 4.金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 - 5.取引金額においては期中平均残高を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額(2) 1株当たり当期純利益

618円24銭 54円27銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

アレンザホールディングス株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 録 宏 行 指定有限責任社員 公認会計士 水 野 友 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アレンザホールディングス株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アレンザホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

アレンザホールディングス株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 録 宏 行業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 友 裕業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アレンザホールディングス株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに 当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用 の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を 実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録や稟議書等の決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審議会の検査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

アレ	ンザホールディングス株	監	查等	季員 2	È			
	取締役監査等委員(議長、	社外)	梅	津	茂	\Box	€	
	取締役監査等委員(常勤)		齋	藤		徹	€	
	取締役監査等委員(社外)		鈴	木	和	郎	€	
	取締役監査等委員(社外)		太	\blacksquare	絢	子	€	
	取締役監査等委員(社外)		紘	林		健	(EI)	

以上